

令和元年度 第1回 三郷市都市計画審議会 会議録

1 開催日時：令和元年11月12日（火）14時30分～16時00分

2 開催場所：三郷市役所 6階 全員協議会室

3 出席者 14名（委員総数14名）

（委員）

篠田委員、 鈴木委員、 工藤委員、 渡邊委員、 遠藤会長、 後藤委員、  
福岡委員、 戸邊委員、 大久保委員、 堀切委員、 吉田委員、 澁谷委員、  
横内委員、 富岡委員

（事務局）

松本まちづくり推進部長（以下、まちづくり推進部長）

矢野まちづくり推進部副部長兼みどり公園課長（以下、みどり公園課長）

みどり公園課 川端みどり公園課長補佐兼花とみどりの係長、 染谷主査

都市デザイン課 城津都市デザイン課長（以下、都市デザイン課長）

浦川主幹兼都市計画係長（以下、都市デザイン課主幹）

富安主査、 日暮主任、 武田主事、 南雲主事

4 議題

議案第1号

草加都市計画生産緑地地区の変更について【諮問】

議案第2号

三郷市都市計画マスタープラン策定協議会の設置について【諮問】

5 議事内容

（1）開会

●（都市デザイン課主幹）

[開会]

（2）委嘱式

●（市長）

[各委員に委嘱書を交付]

（3）市長挨拶

●（市長）

[市長挨拶]

- (都市デザイン課主幹)

[資料確認]

(4) 会長及び会長職務代理の選出

- (都市デザイン課長)

[三郷市都市計画審議会条例による会長及び会長職務代理の選出について説明]

- (都市デザイン課主幹)

[仮議長に市長を指名し、議事を進行]

- 仮議長(市長)

[委員の出席状況を求める]

- (都市デザイン課長)

[委員14名中14名が出席していることを報告]

- 仮議長(市長)

[条例第5条第2項の規定に基づき会長を選出]

[遠藤委員が会長に立候補し、会長の就任が決定]

[遠藤会長に会長職務代理について指名を依頼]

- (遠藤会長)

[後藤委員を会長職務代理に指名]

- (後藤委員)

[会長職務代理を了承]

- (遠藤会長)

[会長挨拶]

(5) 諮問書の提出

[市長より会長に諮問書を提出]

[市長退席]

[遠藤新会長が議長となり、議事を進行]

● (遠藤会長)

[会議録の署名委員について、篠田委員と鈴木委員を指名]

● (遠藤会長)

[公開、非公開の取り扱いについて説明を求める]

● (都市デザイン課長)

[議事内容が非公開情報に該当しないことについて報告]

● (遠藤会長)

[傍聴者の有無について報告を求める]

● (都市デザイン課長)

[1名の傍聴者がいることを報告]

[傍聴者入場]

● (遠藤会長)

[傍聴者へ傍聴上の注意事項を伝える]

[議案第1号 草加都市計画 生産緑地地区に変更について報告を求める]

(6) 議案

「議案第1号 草加都市計画生産緑地地区の変更について」【諮問】

● (みどり公園課長)

[議案第1号について、資料に基づき説明する]

● (遠藤会長)

はい、ありがとうございました。

只今の事務局からの説明に関しまして、ご意見、ご質問を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、富岡委員どうぞ。

●（富岡委員）

故障とはどのようなものでしょうか。また、行為制限の解除と解除後の土地はどうかということについてお伺いいたします。

●（みどり公園課長）

まず、故障についてですが、故障とは農業を継続できないような病気やけがを意味します。今回の案件では、診断書によりますと、三郷第145号の東側の土地については変形性腰椎症及び腰部脊柱管狭窄症、三郷第2012-25号については陳旧性心筋梗塞及び慢性心不全と診断されております。

行為制限の解除については、生産緑地法の第7条、第8条、第9条の生産緑地の管理や生産緑地地区内における行為の制限等の規定が適用されなくなるものであり、解除後は土地の売買、建物を建てる開発行為等ができるようになります。

●（鈴木委員）

故障により行為制限が解除された生産緑地について、残りの土地の営農は可能なのでしょうか。

●（みどり公園課長）

三郷第145号の土地については、今回削除をする区域と残りの生産緑地を合わせ4筆の土地がございますが、全て土地所有者が異なるため、営農可能でございます。また、三郷第2012-25号については全ての筆の所有者が同一でございますが、故障した主たる従事者の奥様と息子夫婦が残りの土地を営農すると聞いております。

●（工藤委員）

大きく2点ありまして、まず1点ですが、生産緑地地区の従事者の実態把握はどのように行っているのでしょうか。今回の都市計画変更による三郷市の生産緑地指定面積が約29.64haであるとありましたが、この面積が今後どう変化してき、それに対してどう取り組み、どのくらいの規模を残していこうと考えていらっしゃいますか。

それからもう1点ですが、台風などによる災害が増えてきておりますが、一時避難所としての活用は検討されておりますでしょうか。

●（みどり公園課長）

まず、従事者の実態把握についてですが、農業委員会において年に1度、従事者に関する調査を行っており、その結果を情報提供いただくことで実態を把握しております。また、生産緑地については緑の保全の観点からも一定規模の確保が必要であ

ると考えており、新たな生産緑地の確保として、三郷市では追加指定を3年ごとに実施しております。次回の追加指定は令和3年度となりますが、近年、生産緑地法が改正され、条例を制定することで指定面積の下限を500㎡から300㎡にまで緩和することができるようになりましたので、令和3年度の追加指定までの間に指定面積300㎡への緩和を検討するなどし、生産緑地の一定規模の確保に向けて努めてまいりたいと考えております。

一時避難所につきましては、担当部署が異なりますが、すでに防災協力農地として登録されている農地がございます。

●（遠藤会長）

防災協力農地と生産緑地は別のものということでよろしいでしょうか。

●（みどり公園課長）

別のものがございます。

●（後藤委員）

解除後の土地の今後の利用予定はどのようになっておりますでしょうか。

●（みどり公園課長）

すでに行為制限が解除されているため、三郷第145号の東側の土地については、現在、砂利敷きの駐車場となっております。なお、三郷第145号の西側、三郷第2012-25号については現況農地のままであり、予定については把握しておりません。

●（戸邊委員）

指定面積の300㎡への緩和について、すでに緩和を行った八潮市の状況は把握しているでしょうか

●（みどり公園課長）

八潮市の状況については把握しておりません。

●（戸邊委員）

申し上げたいのは、意見として、八潮市の状況も把握したうえで、三郷市においても指定面積300㎡に緩和するのかどうかを判断すべきではと思っております。

●（遠藤会長）

八潮市の状況を調べ、検討していくということによろしいでしょうか。

●（みどり公園課長）

八潮市の状況も調査をし、検討していきます。

●（富岡委員）

指定面積を300㎡に緩和すると、どのくらい生産緑地が増えるものなのでしょうか。

●（みどり公園課長）

対象となる農地が約3ha残っております。

●（遠藤会長）

意見が出尽くしたようですが、他にご意見はございませんでしょうか。

[意見なし]

それでは、議案第1号「生産緑地地区の変更について」採決したいと思いますよろしいでしょうか。

[異議なし]

それでは、議案第1号について、採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第2号「三郷市都市計画マスタープラン策定協議の設置について」事務局より説明をお願いいたします。

「議案第2号 三郷市都市計画マスタープラン策定協議の設置についてについて」【諮問】

●（都市デザイン課長）

【議案第2号について、資料に基づき説明する】

●（遠藤会長）

はい、ありがとうございました。

只今の事務局からの説明に関しまして、ご意見、ご質問を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、渡邊委員どうぞ。

●（渡邊委員）

都市計画マスタープラン策定協議会の委員構成について、三郷市は日本一の読書のまちを掲げているので、そういった分野の委員を選定してはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

●（都市デザイン課長）

都市計画マスタープランの改定と並行して、第5次三郷市総合計画の改定にも取り組んでいます。両計画は相互に重複する部分がありますが、施策毎のすみわけや、なじみやすさのようなものは存在します。都市計画マスタープランについては、都市計画の視点で三郷市のまちづくりの方向性を示すものであるため、日本一の読書のまちの関連は、主に総合計画でカバーすべき内容であると考えております。このようなことから、策定協議会の設置に際し、都市計画以外の分野の専門委員を委嘱することで機能強化を図ろうという考え方をもってはおりますが、日本一の読書のまちに係る分野の専門委員の選定は考えておりません。

●（遠藤会長）

よろしいでしょうか。他にご意見、ご質問ございましたらお願いします。

●（工藤委員）

2点質問があります。まず1点目は、市民参加が重要ということでアンケート調査を行ったとのことですが、アンケート調査の対象者3000人は無作為に選定したということでしょうか。また、5地区に分けたということでしたが、各地区で同人数となるよう配慮は行ったでしょうか。2点目としまして、都市計画マスタープラン策定協議会の委員構成について、市内を5地区に分けているのに対し、公募の委員を2名としていることの方を教えてください。

● (都市デザイン課長)

1点目のアンケート調査の対象者については、ご指摘のとおり無作為に選定を行っております。また、5地区間で偏りのないよう選定を行っております。2点目ですが、前回の都市計画マスタープラン改定の際は、地区毎に市民公募委員を募っていましたが、今回の策定協議会の設置における委員構成の検討に際し、地区割の数と公募委員の数には、関係性を持たせておりません。公募による市民の代表につきましては、本日委嘱をさせていただきました公募の委員2名の方に、策定協議会の委員として参加をしていただきたと考えており、新たな公募の手続きはいたしません。また、都市計画審議会委員の渋谷委員が市域の北部から、吉田委員が市域の中央部からの選出という位置づけでとらえており、このお二人については「まちづくり」の分野の学識経験者であるとの整理をしております。市域の南部より、まちづくりの経験を有する方を1名選出することで、5地区からの選出はいたしません、市域の全域をカバーできる委員構成が可能となるものと考えております。

● (工藤委員)

ありがとうございます。もう1点、市民参加の手法として、オープンハウスがあると思いますが、できるだけ多くの市民の参加を促し、意見が反映されるようにしてほしいと考えています。こういった市民参加の手法をとっても、参加者が非常に少ないと感じています。

● (都市デザイン課長)

オープンハウスについては、イメージとしては、市民が多く集まるイベントにあわせて開催し、誰でも自由に入って意見交換等が行えるような場となると思っていただければよいと思います。周知方法等についても、より多くの市民が参加できるよう、検討してまいります。

● (遠藤会長)

よろしいでしょうか。他にご意見、ご質問ございましたらお願いします。

● (吉田委員)

都市計画審議会のほかに、都市計画マスタープランの策定協議会を設けるということでしたが、策定協議会はどのような位置づけとなるのでしょうか。また、業務委託の発注については既に終えているということでしょうか。発注の方法は一般競争入札方式でしょうか。この2点について教えてください。



● (都市デザイン課長)

まず、策定協議会の位置づけですが、冒頭ご説明申し上げました「策定の視点」にお示しをいたしました、防災や子育て、福祉の視点などにつきまして、都市計画審議会でカバーしきれない部分を補うために、都市計画審議会の部会として、都市計画マスタープラン策定協議会を設置したいというものでございます。それぞれの分野における専門的な知識を有する方を専門委員として委嘱することで、設置する策定協議会を、社会情勢の変化に適切に対応できる組織となるよう、機能強化を図ろうとするものでございます。なお、都市計画審議会との関係でございますが、策定協議会でいただいた助言等を踏まえ、市は都市計画マスタープランの計画案などを策定し、都市計画審議会に報告や説明をいたします。その場面において、改めて都市計画の観点や総合的な観点から、計画案などについてご審議をいただくような機能の差を持たせたいと考えております。2点目の業務委託については、既にプロポーザル方式にて業者選定をし、契約を終えております。

● (富岡委員)

先ほど市民参加の数が少ないという話があったかと思いますが、市民から見て中身が分かりづらいということが原因として考えられると思います。  
具体的な目標やわかりやすいテーマがあるとよい。

● (都市デザイン課長)

貴重なご助言ありがとうございます。多くの市民に参加していただきご理解を頂けるような取組みについて検討してまいります。

● (遠藤会長)

よろしいでしょうか。他にご意見、ご質問ございましたらお願いします。

● (篠田委員)

策定協議会に市議会議員が入っていないということだが、三郷のまちづくりや立地、ポテンシャルをしっかりと理解した人を委員として選んでほしい。そうでなければ、策定協議会で議論しても、後々審議会にあがってきた際に、案が通らないということにもなりかねない。

● (都市デザイン課長)

わかりました。委員構成につきましては、地域の実情を理解された方々による委員構成になるものと考えております。また協議会の運営につきましてもしっかりと対応していきたいと考えております。

●（遠藤会長）

よろしいでしょうか。他にご意見、ご質問ございましたらお願いします。

●（福岡委員）

商工会の代表として参加していますが、商工会は約2800社で構成されていて、市民祭や産業フェスタをやっている。多くの市民参加をしてもらうために、そういった場を利用してみてはどうでしょうか。地区懇談会も4地区で行っており、協力できることがあれば協力させていただく。

●（都市デザイン課長）

貴重なご助言ありがとうございます。多くの市民に参加をしていただけるよう考えておりますので、その際はよろしくをお願いします。

●（遠藤会長）

意見が出尽くしたようですが、他にご意見はございませんでしょうか。

[意見なし]

それでは、議案第2号「三郷市都市計画マスタープラン策定協議の設置について」採決したいと思います。よろしいでしょうか。

[異議なし]

それでは、議案第2号について、採決いたします。  
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

ありがとうございました。全員賛成であります。  
よって本案は原案のとおり決定いたしました。

これもちまして、本日の審議を終了いたします。  
なお、ご決定いただいた「生産緑地地区の変更について」と「三郷市都市計画マスタープラン策定協議会の設置について」につきましては、私から市長へ速やかに答申いたしますので、ご了承を承願いたします。

それでは、傍聴者の方は事務局の指示に従って退場してください。

[傍聴者の退場]

委員の皆様、慎重なご審議をいただきありがとうございました。  
事務局へ進行をお返しいたします。

- (みどり公園課長)  
[その他の事項として、生産緑地の買取り申出について資料に基づき説明する]
  
- (都市デザイン課主幹)  
[今後の予定について、報告する]
  
- (都市デザイン課主幹)  
以上をもちまして、都市計画審議会を閉会とさせていただきます。  
本日はどうもありがとうございました。